

教育長に対する事務委任規則の全部改正について

このことについて、教育長に対する事務委任規則の全部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、必要となる事項を規定するためである。

教育長に対する事務委任規則の全部を改正する規則の概要

1 改正の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項に基づく教育委員会の権限に属する事務の委任及び臨時代理並びに専決について必要な事項を定める。

2 改正の理由

地教行法改正により、教育委員会規則で定めるところにより教育長に委任された事務又は教育長が臨時代理した事務の管理状況等を教育委員会に報告することとされたことから、所要の改正を行うとともに、教育長が教育委員会の代表者になるのに伴い、教育委員会と教育長との間での権限の所在を明確にするため、教育委員会の権限事項及び委任事項等を整理し規定する。

3 改正の内容

- (1) 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任する事務を定める
- (2) (1) で教育長に委任しないこととした事務について、教育長が臨時に代理する場合を定める
- (3) (1) で教育長に委任しないこととした事務について、教育長等に専決させることができる旨を定める
- (4) (1) 及び(2) の事務について、管理及び執行状況の教育委員会への報告について定める

4 施行期日

平成27年4月1日

(ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第3項に規定する日までの間の教育委員会の権限に属する事務の委任については、改正後の教育長に対する事務委任等に関する規則(以下「新規則」という。)第2条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。また、この間は、新規則第5条中「第2条の規定により委任された事務のうち必要があると認めるもの及び第3条」とあるのは「第3条」とする。)

教育長に対する事務委任等に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

教育長に対する事務委任等に関する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項に基づく事務の委任及び臨時代理並びに専決に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第二条 教育委員会は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- 一 儀式及び表彰に関すること。
- 二 文化財の指定及び解除に関すること。
- 三 請願及び陳情の処理に関すること。
- 四 講演会、競技会等の主催、共催及び後援に関すること。
- 五 県立学校の入学者の選抜に関すること。
- 六 教科用図書の採択に関すること。
- 七 職員団体等との交渉に関すること。
- 八 重要な行政処分に関すること。
- 九 前各号に掲げる事務のほか、重要又は異例と認められる事項に関すること。

（事務の臨時代理）

第三条 教育長は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び前条各号に掲げる事務について、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その事務を臨時に代理することができる。

（事務の専決）

第四条 教育委員会は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び第二条各号（第九号を除く。）に掲げる事務を教育長又は教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。

（委任された事務等の管理及び執行状況の報告）

第五条 教育長は、第二条の規定により委任された事務のうち必要があると認めるもの及び第三条の規定により臨時に代理した事務については、遅滞なく、その管理及び執行状況を教育委員会の

会議で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会の権限に属する事務の委任については、改正後の教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「新規則」という。）第二条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第二条第三項に規定する日までの間は、新規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第一項」と、新規則第三条中「法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び前条各号に掲げる事務」とあるのは、「教育委員会の権限に属する事務（附則第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の教育長に対する事務委任規則に規定する事務を除く。）（一）と、新規則第四条中「法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び第二条各号（第九号を除く。）（一）に掲げる」を、「前条に規定する」と、新規則第五条中「第二条の規定により委任された事務のうち必要があると認めるもの及び第三条」とあるのは「第三条」とする。